

令和4年度

事業計画

社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会

## 令和4年度 事業計画

(1) 基本理念

『みんなで支え合い よろこびあふれ湧くまち』

(2) 基本目標

1. 地域福祉の推進体制づくり
2. 安心して生活できる環境づくり
3. 地域福祉を支えるひとづくり

(3) 基本方針

- 1-1 包括的な支援体制構築
- 1-2 適切な福祉サービス利用の促進
- 2-1 高齢者・障がい者に対する支援
- 2-2 子ども・子育て支援
- 2-3 心身の健康づくり・自殺予防
- 2-4 災害時要配慮者への支援
- 3-1 地域福祉の意識づくり
- 3-2 地域住民等の福祉活動への参加促進

(4) 取り組み内容

美郷町社会福祉協議会は、美郷町と一体的に策定した「第4期地域福祉活動計画」と「美郷町第3期地域福祉計画」を基盤に、地域福祉推進のための事業を展開します。

### 基本目標1「地域福祉の推進体制づくり」

○誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現を目指し、民生児童委員や地域住民、配達業者等関係機関と協力し地域見守りネットワーク活動による一人の不幸も見逃さない運動を推進し、また新たな法人間連携を進め包括的な支援体制の構築につとめます。

取り組み事業：ネットワーク活動推進事業、ふれあい安心電話事業、配食サービス事業、総合相談事業、

○生活困窮や認知症、障がい、虐待など支援を必要とする方が制度やサービスを知らずに利用できないということがないように、民生児童委員や地域住民、関係機関と協同し支援体制を強化します。

取り組み事業：資金貸付事業、日常生活自立支援事業、ネットワーク活動推進事業（緊急一時支援）、

## 基本目標2「安心して生活できる環境づくり」

○高齢になっても、病気や障害があっても、介護者でも、困りごとがあっても、誰もが住み続けることのできる地域をめざして、以下の事業を進めます。

取り組み事業：在宅介護支援センター（千畑地区）、生活支援コーディネータ事業、ネットワーク活動推進事業（認知症 SOS）、居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、障がい者福祉事業、相談支援事業（障がい者、障がい児）、介護用品支給事業、総合相談事業（若者の居場所）、みさと福祉センター管理運営・老人福祉センター雁が音苑事業、移送サービス事業

○子どもの幸せの実現に向けて、子育てと育児の悩み、子供の貧困、ヤングケアラーなどの対策を支援し次代を担う子供と子育て世代への対応を推進します。

取り組み事業：地域子育て応援事業

○健康で生きがいをもって暮らせる地域となるように、住民一人ひとりの心身の健康づくりを進めます。

取り組み事業：在宅介護支援センター（千畑地区）、地域住民グループ支援事業、生きがい活動支援通所事業、まめだ屋運営事業、総合相談事業（メンタルヘルス）

○地域住民が安心して日常生活を継続できるように、災害や緊急時に備えた設備体制を整えるとともに災害ボランティアの人材育成などの支援活動を推進します。

取り組み事業：ボランティアセンター事業、罹災世帯等法外援護事業

## 基本目標3「地域福祉を支えるひとづくり」

○一人ひとりが地域福祉に関心を持ち活動できるようにわかりやすい情報提供で福祉の啓発に努め、また気軽に意見交換できる場を提供し地域の声を福祉活動に反映します。

取り組み事業：社会福祉大会、福祉教育活動推進事業、広報活動推進事業、福祉座談会

○地域全体に主体的な福祉活動が広がるように共に支え合う地域づくりを進めます。

取り組み事業：除排雪活動事業、トータルケア推進事業、ボランティアセンター事業

## 「組織財政基盤の整備」

○地域福祉を推進する中核的な組織として、適正な運営により組織経営の強化をはかります。

取り組み事業：理事会・評議員会・監事会、委員会、福祉委員会議、役員職員研修、共同募金会事業への協力

## 【令和4年度の特徴】

新しく第4期地域福祉活動計画がスタートする年度として3つの基本目標を確認しながら、前述の取り組み内容と次の内容を合わせ事業を進めていきます。

### ◆新型コロナウイルス感染症対策

情勢の変化に応じた感染症対策を常に見直し、安全を第1とした対応で各事業を展開します。

◆高齢者世帯等の見守りを強化し「配食サービス事業」を継続

調理業務を委託して、配達時の見守りを中心としたサービスになりますが今までどおり食材内容についても責任を持ちきめ細かな対応をしていきます。

◆「ネットワーク活動推進事業」として子育て世代への支援を拡大

令和3年12月より開始している「居場所づくりサポート心結び」のふれあい食堂への協力を継続します。次代を担う世代への支援、ボランティア活動への支援、他機関との連携を実現できる内容として進めていきます。

◆「在宅介護支援センター」における認知症問題への取り組みを強化

前年度に町福祉保健課と共催で進めた認知症カフェ「オレンジカフェせんはた堂」を定期的で開催します。誰もが安心して暮らせる地域を目指して、認知症の問題に取り組んでいきます。

◆新たな法人間連携の支援を検討

地域における課題に対して、町内の社会福祉法人の専門性を活かし、法人間連携による新たな支援の在り方を検討していきます。

◆介護保険事業の取り組み

介護保険事業は人材確保が特に困難な事業であり、また地域に多くの他事業者があること、利用者の状態変化が著しいこと、頻繁な制度改正のたびに経費がかかるなどのことから安定した事業継続が困難な実情にあります。しかし、介護保険の基本理念である「利用者本位」を実現することが社会福祉協議会としての大切な役割と考え、今後も事業を継続していきます。

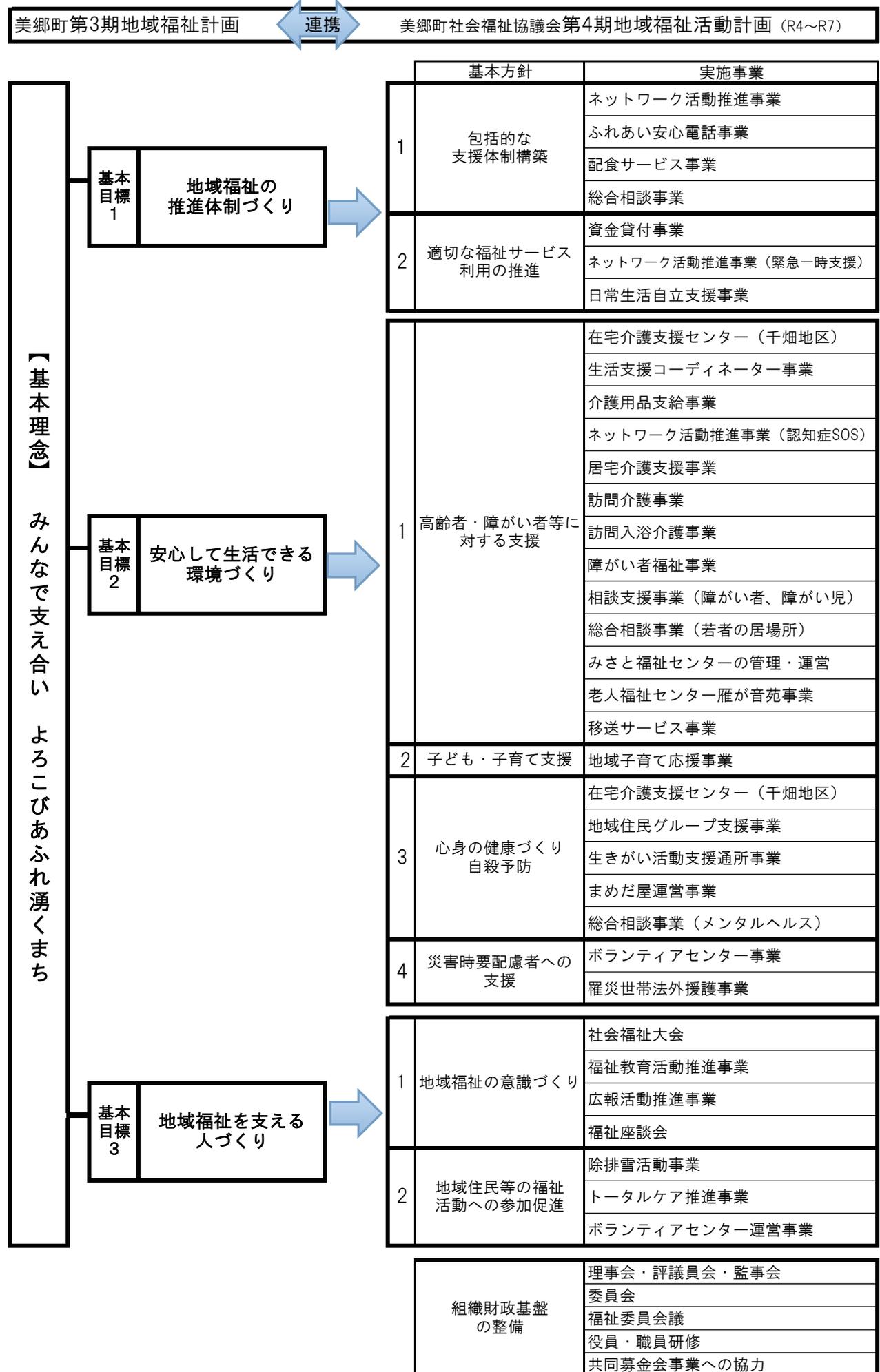
◆みさと福祉センターの役割

みさと福祉センターは、災害時には避難場所やボランティアセンターとしての役割を担っています。平時には、地域福祉の拠点として位置づけられており住民だれでも気軽に立ち寄れる場所である必要があります。また近年増加している多種多様な課題に対応するためには多様な関係機関との連携が不可欠でありその拠点としての役割もあります。このことから、いつでも安全に「みさと福祉センター」を利用できるように適宜点検と修理を行い設備管理をします。

◆組織体制の変更

3課4班の体制を2課2班体制に変更し、協力しやすく効率的な業務体制をとり人材確保困難な現状に対応し、滞りなく業務を遂行します。

(5) 事業体系図



(6) 事業内容

【基本目標1 地域福祉の推進体制づくり】

事業名	事業内容	時期
ネットワーク活動推進事業	<p>地域住民、民生児童委員、分野を超えた関係機関等との連携によりネットワーク活動を強化し「一人の不幸も見逃さない運動」を推進します。</p> <p>○要援護者実態調査 民生児童委員の協力を得ながら、要援護者の実態調査及び生活課題（ニーズ）の把握に努め、また職員によるふれあい訪問を兼ねた高齢者世帯実態調査を行います。</p> <p>○緊急一時支援事業 生活困窮等の相談者に対し、食料等の現物支給、資金貸付、清掃などの生活援助、自立支援の相談等を行政はじめとした関係機関と協力して実施し自立に向けた支援をします。</p> <p>○認知症SOSおたすけネットワーク システムを活用して認知症の方を見守り支援します。登録した方が行方不明になった場合、登録済みの協力員へメールを一斉送信して目撃情報を募る仕組みです。</p> <p>○防火点検 単身老人世帯を対象に年2回（春・秋）、防火週間に併せ 消防署員と一緒に訪問し、防火点検を行い安全な暮らしを支援します。</p>	通年
ふれあい安心電話事業	<p>65歳以上の単身世帯・高齢者世帯並びに身体障がい者のみの世帯に対し、あんしん電話を貸与し、24時間体制での相談や必要に応じ消防署とも連携し緊急システムの整備を図り、安心安全な暮らしを支援します。</p>	通年
配食サービス事業	<p>65歳以上の高齢者世帯及びこれに準ずる世帯で高齢、心身の障害、傷病等により調理が困難な方に対し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに利用者の安否を確認します。</p> <p>評価表点数が10点以上の方で町民税非課税世帯の方は、利用料（食材費）は1回200円、それ以外の方は1回300円。地区により利用できる曜日が異なりますが週2回の配食を行います。</p>	通年
総合相談事業	<p>日常生活のあらゆる相談に応じ、町民生活の安定を図ります。</p> <p>専任相談員6名を委嘱し、みさと福祉センターを相談会場として毎週水曜日、午前9時30分から12時まで開設。必要に応じて弁護士による相談を実施。町内の相談機関等と連携を図り、「まちかど相談」も実施します。</p>	通年
資金貸付事業	<p>○たすけあい資金貸付事業 町内の低所得世帯で一時的に資金を必要とする世帯に、民生児童委員と協働で更生支援を行います。資金の貸付は1世帯5万円以内とし、特に必要とする場合は10万円まで貸付することができます。</p> <p>○生活福祉資金貸付事業 秋田県社会福祉協議会の運営する生活福祉資金貸付事業の業務委託を受け、低所得世帯等の資金貸付の相談や申請受付を行い、民生児童委員と協働で更生支援を行います。</p>	通年
日常生活自立支援事業 (生活福祉サポートセンター)	<p>「福祉生活サポートセンター」を設置し、判断能力が弱まってきた高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭の管理を行い、住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるよう支援します。</p>	通年

【基本目標2 安心して生活できる環境づくり】

事業名	事業内容	時期
在宅介護支援センター (千畑地区)	身近な相談窓口として、在宅において介護が必要な方々に介護に関する相談や情報提供を行い、サービスの提供へつなぎ支援します。(電話による相談受付は24時間体制をとります。)また、要介護者等の実態調査を行い問題の解決に向け、関係機関との連携を図ります。身近な地域の会館等で介護教室等を開催し、介護予防に努め高齢者の自立した生活を支援します。 地域ケア会議・地域ケア連絡会議・個別ケア会議の開催により、困難事例の問題解決に向けて意見交換、情報共有を行います。 定期的に「オレンジカフェせんはた堂」を開催し認知症の問題解決に取り組みます。	通年
生活支援コーディネーター事業	生活支援コーディネーターを配置し、地域包括ケアシステムの介護予防・生活支援の仕組みの構築のため、地域で必要とされる生活支援サービスの開発や充実に向けて支援します。	通年
介護用品支給事業	在宅の要介護度4・5または特別障がい者・障がい児童福祉手当が支給されている方を介護している家族に対し、紙おむつ及び尿取りパットを2カ月に一度、限度額以内で給付し、在宅介護を支援します。ただし、短期入所生活介護や入院等の場合は減額されます。	通年
ネットワーク活動推進事業(再掲) (認知症SOS)	(前略) ○認知症SOSおたすけネットワーク 認知症になっても安心して生活ができるよう地域全体で安心見守りネットワークを推進します。 (後略)	通年
居宅介護支援事業	介護保険法の理念に基づき、要支援・要介護状態になった場合でも、利用者が有する能力に応じ、可能な限り居宅において、日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づき、居宅サービスを提供、自立した生活を営むことができるように配慮します。また、大曲仙北広域市町村圏組合との委託契約により、要介護認定調査を行います。	通年
訪問介護事業	介護保険法の理念に基づき、要支援(介護予防)・要介護状態にある高齢者等に対し、利用者の心身の状況・環境等を踏まえ、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように、適切な生活援助・身体介護を行います。	通年
訪問入浴介護事業	介護保険法の理念に基づき、自宅浴槽での入浴が困難な要支援・要介護状態にある高齢者等に対し、簡易浴槽を自宅に持ち込み入浴の介助を実施。利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。	通年
障がい者福祉事業	○生活支援ホームヘルプサービス事業 65歳以上の自立高齢者に対して、週1回2時間以内において家事援助、日常生活に関する支援を提供し、在宅生活を支援します。 ○障がい者総合支援事業 障がい者総合支援法の理念に基づき、利用者の意思を尊重し、利用者の立場に立った適切な居宅サービスを提供、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、多職種と連携を図りながら障がい福祉サービスを計画的に支援します。	通年
相談支援事業 (障がい者・障害児)	障がい者総合支援法と児童福祉法の理念に基づき、利用者及び障がい児の保護者の意思を尊重し、常に利用者等の立場に立った適切かつ円滑な相談及び援助を行います。	通年
総合相談事業(再掲) (若者の居場所)(メンタルヘルス)	日常生活のあらゆる相談に応じ、町民生活の安定を図ります。 専任相談員6名を委嘱し、みさと福祉センターを相談会場として毎週水曜日、午前9時30分から12時まで開設。必要に応じて弁護士による相談を実施。町内の相談機関等と連携を図り、「まちかど相談」も実施します。	通年

事業名	事業内容	時期
みさと福祉センターの管理・運営	地域の住民に対して各種相談に応じるとともに、健康の増進・生きがい活動の支援を図り、地域活動の拠点とします。また、災害発生時の避難所及びボランティアセンターとしての機能を維持するため、設備及び必要な器具機材の整備を行い地域住民の安全を確保します。	通年
老人福祉センター「雁が音苑」事業	高齢者の健康を増進し、教養を高め高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生きがい活動の増進を図ります。	通年
移送サービス事業	福祉車両でなければ移動できない方の家族へ移送車両を貸出し、移動の支援を図ります。但し、介護保険利用者にとっては介護タクシーの利用を原則とします。	通年
地域子育て応援事業	若い世代への子育て支援と社会福祉協議会PRのため、また、つながりのある地域社会づくりを推進するため助成事業を実施します。	通年
地域住民グループ支援事業	実施地区に助成金を交付し、地域の会館等を会場にして地域のボランティアが自主的に運営、地域の高齢者の生きがい作りや孤独感の解消、閉じこもりの防止を図ります。	通年
生きがい活動支援通所事業	おおむね65歳以上の高齢者で介護保険の認定を受けていない方を対象として、通所により各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図り、要介護状態への進行を予防します。 ・利用料500円（生活保護世帯除く） ・昼食材料代300円	通年
まめだ屋運営事業	誰もが気軽に立ち寄ることができる地域の交流拠点として、空き店舗を活用した「まめだ屋」を設置し、生きがいづくり・健康づくりを推進します。	通年
ボランティアセンター運営事業	福祉ボランティア活動の調査及び連絡調整や情報の提供、また、災害ボランティア活動の基盤の充実を図り、積極的に活動への参加促進を進めます。	通年
羅災世帯等法外援護事業	火災等で罹災した世帯に対し、見舞金を贈りその更正の一助とし支援を図ります。 ・住宅の全焼 20,000円・住宅の全壊又は流出 20,000円 ・住宅の半焼 15,000円・住宅の半壊 15,000円	通年

【基本目標3 地域福祉を支えるひとづくり】

事業名	事業内容	時期
社会福祉大会	大会を通し社会福祉協議会活動への理解を深め、地域において「絆」や「つながり」を持ち支えあい共に生きるまちづくりの福祉意識の高揚を図ります。	7月～9月
福祉教育活動推進事業	町内各学校のJRC活動・福祉活動を推進し協力、福祉意識の高揚を図ります。また、各学校へ福祉活動促進のため助成金を交付します。	通年
広報活動推進事業	広報誌「福祉だより」を7月と2月に発行し、「ホームページ」を適宜更新し社会福祉協議会活動や福祉サービスの情報を提供します。朗読ボランティア「ダンボ」の協力により、視覚障がい者へ「声の広報」による情報を提供します。	通年

事業名	事業内容	時期
福祉座談会	地域住民と膝を交えながら地域の問題・課題等について話し合い、地域における生活課題の把握に努めるとともに、社会福祉協議会事業への理解を深め地域福祉活動の充実を図ります。	通年
除排雪活動事業	単身老人世帯等を対象にボランティア等の協力のもと除排雪活動を行い、高齢者が住み慣れた地域において安心して冬の暮らしができるよう支援します。	冬季
トータルケア推進事業	地域における生活福祉課題について、解決手段や生活支援サービス活動を検討するとともに、既存の事業活動を点検・見直しを図り、地域の福祉力を高めます。 ○おたすけマン事業 日常生活のちょっとした困りごとをお互いさまの精神で手伝うことで、あたり前の暮らしを支援します。利用料は30分以内で300円。 ○ワーキンググループの支援 はとむぎドンクラブ活動、いきいきパソコンクラブ活動等の支援 ○居場所づくり活動の支援 「居場所づくりサポート『心結び』」のふれあい食堂への協力をとおし住民参加の助け合い活動を支援します。 ○法人間の連携 社会福祉法人の専門性を活かし新たな連携の在り方を検討していきます。	通年
ボランティアセンター運営事業（再掲）	福祉ボランティア活動の調査及び連絡調整や情報の提供、また、災害ボランティア活動の基盤の充実を図り、積極的に活動への参加促進を進めます。	通年

#### 【組織財政基盤の整備】

事業名	事業内容	時期
理事会・評議員会・監事会	法人の適正な運営を確保し、組織経営のガバナンス強化に向け、理事会・評議員会・監事会・正副会長会議を開催し、事業の効果的な実践活動を展開、法人活動の運営にあたります。	年3回
委員会（委員会・専門委員会）	各委員会を設置し、各事業の現状と課題を精査し、評価・改善を行います。 委員会：総務運営委員会、事業推進委員会、評議員選任・解任委員会 専門委員会：苦情解決委員会 たすけあい資金運営委員会、生活福祉資金調査委員会	年2回
福祉委員会議	各地区に福祉委員を設置し、福祉活動の推進を図ります。主な活動内容は、社協の会費の取りまとめ、福祉だよりの配布、福祉座談会の参加呼びかけ等。福祉委員の役割理解と協力をお願いをかねて、連絡会議を開催します。	6月
役員・職員研修	法人として専門性を高めるとともに、質の高い適切な福祉サービスの提供を目指し、多様な研修により役職員の資質向上と組織強化を図ります。	通年
共同募金会事業への協力	共同募金運動を通じて、福祉に対する意識を広め、地域福祉のまちを共につくり育てます。	10月 ～ 12月